

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の納付は期限内に

4月分〜令和3年3月分の国民年金保険料は、月額1万6540円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付できます。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。まとめて

早川 修氏 副市長に選任



3月26日に開かれた3月定例会市議会本会議で、副市長の人事に関する議案が同意され、引き続き選任されました。

任期は、4月1日〜令和6年3月31日です。

前払いすると、保険料が割り引かれます。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

退職した方は国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが、20歳以上60歳未満で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職した方に扶養されていた配偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書（雇用保険被保険者離職票など）、年金手帳を持って、市役所年金係または東部出張所で手続きしてください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら国民年金の加入者となり、保険料を納めなければなりません。

しかし、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、納付が

猶予される学生納付特例制度があります（要件あり）。

◎希望する方は申請を

学生証または在学証明書、年金手帳を持って、市役所年金係または東部出張所で申請してください。

◎引き続き希望する方は

令和元年度（平成31年度）分の納付特例を受けている方が、引き続き2年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためのはがきを送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

◎遑って申請できます

申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

納付が困難な方は相談を

学生でない50歳未満の方で納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

国民健康保険の資格喪失の手続きはお済みですか

国民健康保険に加入している方がお勤めの会社の健康保険に加入し、新たに健康保険証を受け取ったときは、国民健康

保険の資格喪失の手続きをしてください。

☆詳しくは、保険係へ。

国民健康保険に加入している方へ

整骨院・接骨院などの施術内容の確認にご協力を

国民健康保険に加入している方のうち、整骨院・接骨院を受診した方や、あんま・マッサージ、はり・きゅうを受けた方を対象に、市が委託した株式会社日本サポートサービスから、施術内容を確認するための文書を送付することがあります。

医療費の適正化を図るため、ご協力をお願いします。

☆詳しくは、保険係へ。

市の公式Twitter 「@akishima_196」を フォローしてください



Twitter（ツイッター）とは、インターネット上で短文を投稿したり、閲覧したりできるサービスです。

市公式Twitterで、市からのお知らせや、イベントなどについての情報を発信しています。ぜひフォローしてください。

◇アカウント名 @akishima_196

☆詳しくは、広報係へ。

こちらから
アクセスできます



アッキー

フォロー
してね！



アイラン